

里山林の手入れをしませんか

「花巻市里山整備活動支援交付金」のご案内

私たちの暮らしの近くにある「里山林」は、生活に欠かせない資源を得る場などとして地域に利用されてきました。しかし近年、くらしの変化で利用されなくなった「里山林」の荒廃が進み、鳥獣被害が増えるなど、社会問題となっています。

そこで、花巻市では「里山林」を健全に保つための手入れをされる地域の方を支援いたします。

共通事項：地域住民3名以上で構成される団体の活動を支援します。

里山の手入れ技術を「学ぶ」を支援

I 里山保全作業研修支援

団体の構成員が里山林を手入れする方法を学ぶための研修会の実施を支援します。

交付額：上限56,000円/回として要した費用

里山の手入れを支援

II 里山保全作業実践支援

里山林および林縁部の雑草木の刈り払い、集積、処理、枯損木の除去作業の実施を支援します。

交付額：19,000円/10a

III 里山保全間伐支援

里山林を2割以上間伐する場合に、その取組を支援します。

交付額：27,000円/10a

※経営計画対象森林は本事業の対象外です。

IV 林内作業機械化支援

Ⅲのメニューで間伐した木材を林縁（道路傍）へ運搬する経費を支援します。

交付額：上限150,000円/団体として要した費用

※作業道を開設する場合は花巻市森林作業道開設補助金を利用できます。

（個人申請可、補助額単価1,000円/m（補助上限10万円））

V 木質資源活用支援

Ⅲのメニューで間伐した針葉樹を市が指定する小口買取ステーション（市内3か所）まで運搬に要する経費を支援します。

交付額：4,000円/木材1トン

※上記の4,000円に加え、小口買取ステーションでは約3,500円/木材1トンで買取が行われます。（令和7年3月現在。手数料等は別途。）

事業の流れ

①事業申請の準備（事業者）

- ・森林所有者および地域住民等により構成されている3名以上の組織が対象です。代表者1名を定めた任意組織による申請もできます。
- ・活動回数、活動場所、必要経費等について計画してください。
- ・構成員以外が所有する森林以外で活動する場合は、森林所有者と協定書を交わしてください。
- ・活動前に農村林務課までご相談下さい。

②交付金交付申請（事業者→市）

次のものをご用意して申請してください。

- ・交付金交付申請書（様式第1号）
- ・事業計画書（様式第2号）
- ・収支予算書（様式第3号）
- ・活動計画書（参考様式あり）
- ・活動組織の概要がわかる規約
 - ※規約を持たない任意組織が申請する場合、代表者1名を定め、構成員からの委任状を提出してください（参考様式あり）
- ・森林所有者との協定書（参考様式あり）
 - ※構成員が所有する森林以外で活動する場合のみ提出してください。
- ・伐採届（届け出が必要な場合があるので、ご相談下さい）

③交付金交付決定（市→事業者）

事業計画等を審査し、交付についてお知らせします。

補助金交付決定後に事業を開始してください。

④事業実施（事業者）

交付金の交付は事業完了後ですが、概算払請求（様式第6号）もできます。

⑤完了報告（事業者→市）

活動を終了後、つぎの書類を作成してご報告ください。

- ・完了届（参考様式あり）
- ・事業実績書（様式第2号）
- ・収支清算書（様式第3号）
- ・活動の実績がわかる書類（参考様式あり）

⑥完了確認（市）

現地調査を行い、事業の完了を確認します。

⑦補助金交付請求（事業者→市）

交付金交付請求書（様式第5号）で交付金請求してください。

活動実績により交付します。

随時受付しております。ご相談下さい

ご不明な点がございましたら、下記、または各支所産業係までご相談ください。
花巻市農村林務課（☎23-1400）